

ID: 104

担当部署:子ども若者部幼児教育・保育課

処分の概要	利用者負担の徴収		
法令名称 根拠条項	西東京市児童保育費用徴収条例第3条		
法令番号	平成27年条例第24号		
【基準】 西東京市児童保育費用徴収条例第三条の規定による。 (利用者負担の徴収) 第3条 市長は、第1条に規定する子どものための教育・保育給付に係る保育の提供を受ける教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者から、利用者負担を徴収する。ただし、西東京市(以下「市」という。)以外の区市町村から利用者負担を徴収される者については、この限りでない。			
備考			
設定年月日	令和8年2月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日